

令和6年度 第2回
八代市国民健康保険運営協議会
会 議 録

八代市健康福祉部国保ねんきん課

【日 時】 令和7年2月6日（木）午後2時～午後4時

【場 所】 八代市役所 302会議室

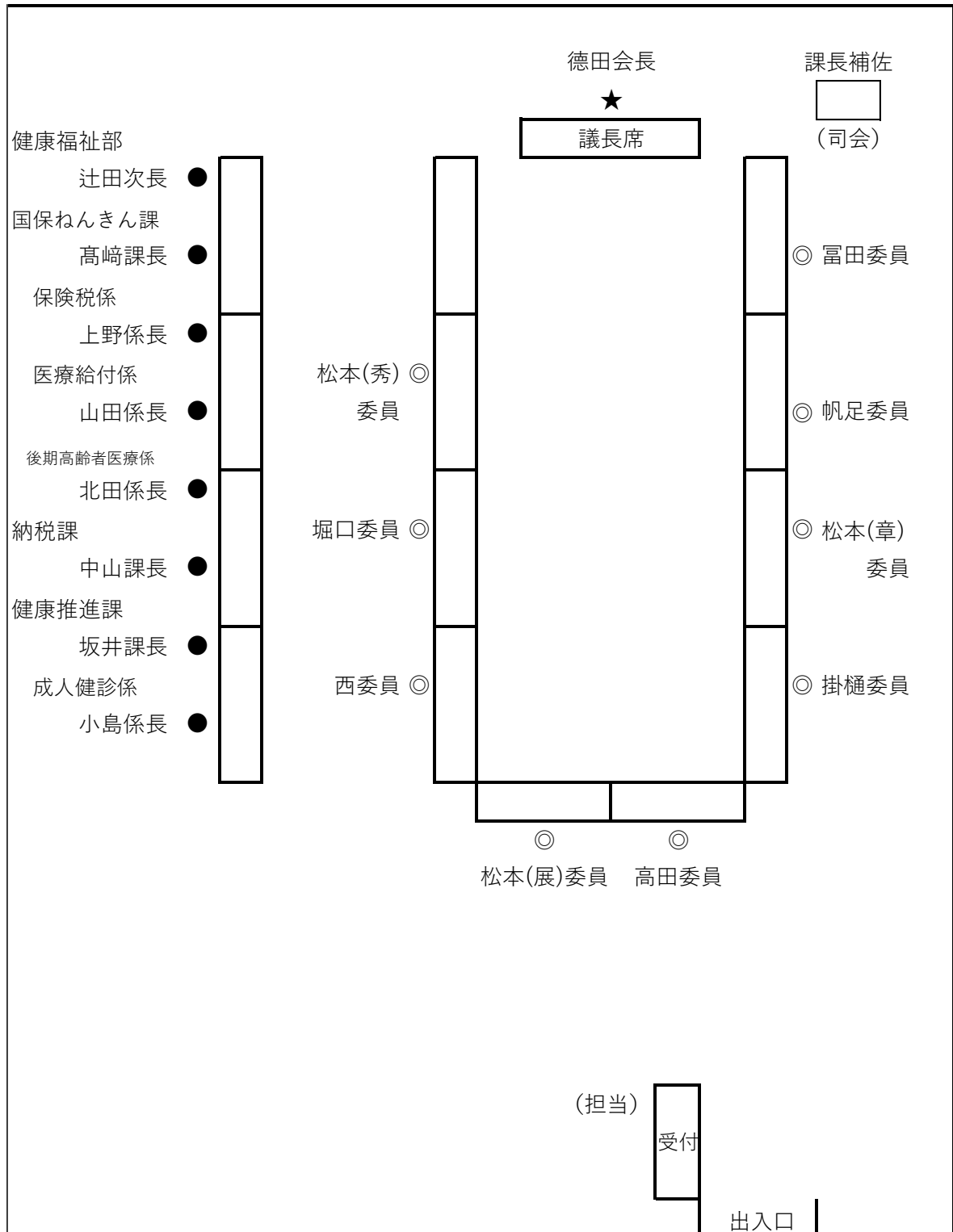
【出席委員】 会 長	徳田 武治
被保険者代表委員	松本 秀美
〃	堀口 佳寿代
保険医・薬剤師代表委員	西 徹
〃	松本 展武
〃	高田 博樹
公益代表委員	掛樋 洋子
〃	松本 章
被用者保険等保険者代表委員	帆足 朋和
〃	富田 和典

【欠席委員】 被保険者代表委員	本島 磧哉
〃	佐伯 きよみ
保険医・薬剤師代表委員	澤田 一昭
公益代表委員	上村 耕治

【事務局】 健康福祉部次長	辻田 美樹
国保ねんきん課課長	高崎 博文
国保ねんきん課課長補佐	時枝 秀一郎
国保ねんきん課医療給付係長	山田 卓
国保ねんきん課保険税係長	上野 洋平
国保ねんきん課保険税係主幹	岩瀬 隆敏
国保ねんきん課後期高齢者医療係長	北田 剛
納 税 課 長	中山 美智代
健康推進課長	坂井 健治
健康推進課成人健診係長	小島 泰子

敬称略

会場配置図



【公開状況】 公開

【傍聴者数】 0名

【所 管 課】 国保ねんきん課 保険税係（内線 2 1 6 9）

【会 次 第】 1. 開 会
2. 会 の 成 立
3. 市 長 挨 拶
4. 会 長 挨 拶
5. 議 事

・報 告

①令和 7 年度八代市国民健康保険事業運営計画（案）について

②令和 7 年度八代市国民健康保険特別会計予算（案）について

③八代市国民健康保険特別会計の収支見通しについて

④令和 7 年度国民健康保険制度改正について（予定）

6. 閉 会

【資 料】 令和 6 年度第 2 回八代市国民健康保険運営協議会 他

（別紙参照）

【発言内容】

○開会前：国保ねんきん課長補佐

委員の皆様こんにちは。本日は、お忙しい中、また寒い中に、八代市国民健康保険運営協議会にご出席をいただきありがとうございます。

私は、本日の会議の進行を務めます国保ねんきん課の時枝と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

会の開始前に、本日の会議資料の確認をお願い申し上げます。事前に送付いたしました資料2種類でございました。

一つ目に、「令和6年度第2回八代市国民健康保険運営協議会」と表しました本日の会議次第、席次表、委員の皆様方の名簿等を綴じました資料でございます。本日は「レジュメ」と表現させていただきます。

二つ目に、「資料1～4」と表した、議事報告に関連する資料でございます。

以上が本日の資料でございますが、資料に不足はございませんでしょうか。ございましたら、事務局にお申し付けください。

なお、レジュメの席次表に記載しておりました、佐伯委員様は本日都合のためご欠席される旨のご連絡をいただいております。また、帆足委員様は30分程度遅れてのご参加とのご連絡をいただいております。

また、本日の会議は、公開の会議ではございますが、期限までに傍聴の申込みがなかったことを報告いたします。

資料のほうはよろしいでしょうか。

○開会宣言：国保ねんきん課長補佐

それでは、只今より、「令和6年度第2回八代市国民健康保険運営協議会」を開会いたします。

それでは、レジュメ1ページの次第に従い会議を進行いたします。

○会の成立：国保ねんきん課長補佐

次第の「2. 会の成立」でございます。

本協議会は、八代市国民健康保険条例施行規則に基づき運営いたします。レジュメ4ページから5ページに関連条文を掲載しております。

同規則第5条第1項に、「会議は過半数の委員が出席しなければ開くことができない」と規定しております。委員定数14名のうち、現在9名のご出席をいただいておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。

○市長挨拶：国保ねんきん課長補佐

続きまして次第の「3. 市長挨拶」でございます。

○市長挨拶：健康福祉部次長

みなさま、こんにちは。健康福祉部次長の辻田と申します。どうぞよろしくお願いいたしますします。

本日、市長は、別の公務が入りましたため、出席できなくなりました。大変申し訳ございません。市長から挨拶を預かってきておりますので、代読させていただきます。

本日は、大変お忙しい中、八代市国民健康保険運営協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃より、本市の国民健康保険事業をはじめ、市政全般にわたりましてご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

また、昨年12月には、令和7年度の国民健康保険税につきまして、繰越金や基金を活用することにより、税率等を据え置く旨をご了承いただき、改めて御礼申し上げる次第です。

本市といたしましては、被保険者の皆様が、安心して医療を受けることができるよう、安定的な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、皆様におかれましては、引き続き、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日の会議では、令和7年度の事業運営計画案や予算案をはじめ、国民健康保険特別会計の収支見通しや、制度改正の予定などについて、ご報告いたしますので、委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見・ご提言をいただきますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

改めまして、よろしくお願いいたします。

○会長挨拶：国保ねんきん課長補佐

続きまして、次第の「4. 会長挨拶」でございます。徳田会長よりお願いいたします。

○会長挨拶：会長

はい。それでは、挨拶をさせていただきます。

委員の皆様、こんにちは。会長の「徳田」でございます。

昨年10月の会議の折は、委員の皆様お一人お一人から、さまざまな貴重なご意見を頂戴いたしました。

おかげさまで、とても意義深い会議であったと覚えております。あらためて、感謝申し上げますところでございます。

さて本日は、令和7年度の事業計画案や予算案について、また、令和7年度以降に予定されている制度改正などについて報告されることになっております。

前回と同様に、委員の皆様から積極的なご意見をいただけることを期待しまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

本日はお世話になります。終わります。

○進行交代：国保ねんきん課長補佐

会長ありがとうございました。

続きまして次第の「5. 議事」でございます。

先ほどの、八代市国民健康保険条例施行規則第4条第1項に「会長は、協議会の会議を招集し、会議の議長となる」と規定してありますことから、今後の議事の進行は、会長に引き継いでいただきます。よろしくお願いいたします。

○議長：会長

はい。承りました。それでは、早速会議にはいりたいと思います。

まずは、議事に入ります前に、本日の署名委員を指名させていただきます。

署名委員は、会議録作成後その内容を確認し、署名・押印をしていただきます。

松本展武委員、掛樋洋子委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長：会長

それでは、議事に進みます。

本日は、4つの報告事項が予定されていますが、関連があるとのことでございますので、①～③までを通して説明してください。事務局よろしくお願いいたします。

○国保ねんきん課長

皆さんこんにちは。国保ねんきん課の高崎と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、報告の1点目「令和7年度八代市国民健康保険事業運営計画（案）」について説明いたします。失礼いたしまして着座にて説明させていただきます。

八代市国民健康保険運営協議会資料の1ページをお願いします。

「Ⅰ. 計画の趣旨」です。

ここは、昨年10月に開催しました第1回運営協議会において説明しました事業実績報告と重複する部分も多くありますので、省略させていただきます。

2ページをお願いします。

「Ⅱ. 重点目標」です。

6つの重点目標ごとに、令和7年度の事業項目を記載しています。その中で主要な部分についてご説明いたします。

3ページをお願いします。

「1. 被保険者資格の適正化」です。

国保事業の運営にあたっては、被保険者資格の適用対象の把握が重要です。窓口における被保険者資格の審査を徹底するとともに、（1）から（4）に記載している、国民年金の資格喪失一覧表を活用した、国保の加入・脱退の勧奨通知の発送等による、被保険者資格の適用適正化や、外国人に対する被保険者資格の適用適正化、居所不明者の実

態調査を行うなど、被保険者資格の適用適正化に努めます。

4 ページをお願いいたします。

「2. 財政の健全化」です。

「(1) 適正賦課」については、国保の恒常的な安定運営のため①から④を行い、適正な賦課の確保に努めてまいります。

次に、「(2) 国保税率」については、国保の都道府県化に伴い、県から示された国保事業を運営するために必要な標準保険料率を参考に、将来にわたって国保財政の健全化維持を考慮し、各市町村で税率を設定することとなっています。

本市においては、令和2年度に累積赤字は解消されたものの、本市同様、県内においては被保険者数の減少、国保被保険者の高齢化や医療の高度化により、「国保税収は減少する一方で、一人当たりの医療費の増加などが見込まれ、県全体の医療費はおおむね横ばいで推移すると見込まれていることから、市町村が支払う国保事業費納付金もほぼ横ばいで推移する」と見込んでいます。

昨年10月の第1回国保運営協議会において、保険税率の据え置きについて諮問しましたところ「今後、被保険者の減少に伴う保険税収の減少や、高齢者人口の増加に伴う医療費の増加が見込まれるものの、繰越金や基金を活用することにより、国民健康保険制度の運営を維持できるとの見解から、令和7年度の国民健康保険税率等の据え置きは妥当である」との答申をいただき、この答申を踏まえまして、令和7年度も保険税率を据え置くこととしました。

5 ページをお願いいたします。

「(3) 国保税収納（滞納）対策」です。

令和5年度末現在の滞納累計額は、約5億7千万円となっています。

今後も滞納者の実態の分析等を行い、個別指導等の強化を図りながら収納率の向上のための取組を実施します。

納税課において①～④による、滞納処分の強化や納税機会の確保を実施するほか、国保ねんきん課では、⑤資格確認書（特別療養費）の交付により滞納者との接触の機会を図ることや、⑥保険給付費の窓口払いや、保険給付額を直接滞納額に充当する保険給付の受領委任制度を活用し、収納率の向上を図ります。

なお、収納率の推移は表のとおりですが、令和7年度は前年度の収納率を上回る目標とします。

6 ページをお願いいたします。

「3. 保健事業の充実」です。

第3期データヘルス計画及び第4期特定健診等実施計画に基づき、保健事業を実施いたします。

この計画において、健康推進課が実施する「特定健康診査、特定保健指導」を重点事業と位置付け、健診受診率 40%を目標に、生活習慣病の発症予防と重症化予防を中心とした事業を行います。

「（１）特定健康診査、特定保健指導」について、

平成 28 年度から実施している「ワンコイン特定健診」に、心電図等の検査項目を追加し、健診内容の充実を図り、さらに、医療機関と連携して「特定健診同等検査情報提供事業」を実施し、特定健診及び特定保健指導の受診率向上を目指します。

飛ばしまして、9 ページをお願いします。

「（３）その他の保健事業等」です。

高齢者支援課、健康推進課、国保ねんきん課では、令和 4 年度に保健事業と介護予防事業を一体的に実施する取組を開始し、令和 5 年度からは市内全域で実施しています。

これは、国保の保健事業や介護予防事業と高齢者の保健事業を一体的に実施し、多様な課題に対応し、切れ目のないきめ細やかな保健事業を実施するものです。

健康推進課では、健康に関する情報提供をキャラクターを活用し、ホームページや SNS 等による周知を行っています。また、令和 6 年度の新規事業として開始した、「がん患者アピアランスケア推進事業」により、がん治療と社会生活の両立を支援し、生活の質の向上を図ります。

また、国保ねんきん課でも医療費の現状を中心とした出前講座を実施します。

10 ページをお願いします。

「４．医療費適正化対策」です。

国保事業の安定的な運用を目指し、増大する医療費の適正化を図るために、各種保健事業を推進します。

まず、「（１）特定健診・特定保健指導の受診率向上対策」では、利便性の向上として、①受けやすい健診体制の充実を図ること、②国保人間ドック・脳ドックで特定健康診査を実施すること、③個人で実施の人間ドック受診者からの情報提供を受け、特定健診受診とみなす人間ドック情報提供事業を実施します。

また、未受診者対策の強化として、特に若い世代の受診率向上を目指し、④新たに健診対象となる 40 歳及び 50 歳の自己負担の無料化、⑤健診未申込者に対し、個別の受診勧奨を行います。

また、周知啓発活動の強化、関係機関との連携を図り、特定健診の受診率向上を目指します。現在、ゆめタウンやつしろにおいて「健診 P R パネル展示」を行っておりますので、お立ち寄りの際はご覧ください。

11 ページをお願いします。

「（２）糖尿病等重症化予防対策」として、主に①特定健診の結果を活用した重症化

予防の保健指導を行うとともに、医療機関と連携した保健事業体制を構築していきます。
また、②高血糖者を対象に微量アルブミン尿検査を実施し、早期腎症の発見に努めます。

次に、「（３）後発医療薬品（ジェネリック医薬品）の普及啓発・使用促進」ですが、本市のジェネリック医薬品の使用割合は現時点で 80%を超えていますが、引き続き使用割合の向上を図るとともに、金額シェアでも 65%以上を目指します。

飛ばしまして、12 ページをお願いします。

「（６）人間・脳ドック助成事業」として、令和 7 年度も引き続き 12 の医療機関と連携し、医療費適正化と健診の受診率アップによる調整交付金（努力者支援分）の増加を図ります。

令和 7 年度の募集人員が、6 年度比で 50 名減となっていますが、これは医療機関の受入可能人数が減少したことによるものです。

次に、「（７）人間ドックの受診情報提供者への報奨金」ですが、特定健康診査の実施項目を含んだ人間ドックを受診し、検査結果の情報提供者へ報奨金を交付します。

次に、「（８）重複・頻回受診者に対する適正受診の指導」として、1 か月に 4 か所以上の異なる医療機関若しくは同じ診療科を 2 か所以上受診している「重複受診者」、1 か月に同じ医療機関を 15 回以上受診している「頻回受診者」を戸別に訪問し、療養上の日常生活指導及び適正受診に関する指導を行い、自主的な健康づくりを支援します。

更に 1 か月に同じ作用薬の重複処方があった「重複服薬者」、処方薬剤数が 12 種類以上の「多剤投与者」に対しても戸別訪問を行い、医療機関や調剤薬局に相談するよう勧奨していきます。

次に、「（９）はり・きゅう等施術助成」では、一人あたり 1 回 1,000 円、年間 15 回分の助成を予定しています。

13 ページをお願いします。

「（10）健康づくりに関する意識啓発」として、国民健康保険制度や医療費の状況、適正受診の啓発、国保財政状況等を掲載した「国保だより」や、生活習慣病予防通信「すら〜っと」を全戸配布します。加えて、出前講座、講演会、エフエムやつしろや SNS 等を活用して周知啓発を行います。

最後に、「（11）第三者行為の把握と適正な求償事務」により、医療費の適正化を図ります。

14 ページをお願いします。

「５．広報活動」として、年間を通して「国保だより」、「広報やつしろ」、「エフエムやつしろ」等により、市民の皆様に周知啓発を行います。

最後に、15 ページをお願いします。

「６．職員の研修」です。

職員の資質向上のために研修を積極的に行ってまいります。具体的には、都市国保協議会により九州管内や県内の他市との意見交換、研修を行う予定です。また、市民課、納税課、支所担当課等、国保業務に携わる課が多岐に渡りますので、職員の知識の習得、情報共有、協力連携のための庁内研修を実施するとともに、県や国保連合会等が主催する専門的な研修会にも積極的に参加します。

以上で、「令和7年度八代市国民健康保険事業運営計画（案）について」の説明を終わります。

○国保ねんきん課長

引き続き、報告の2点目「令和7年度八代市国民健康保険特別会計予算（案）について」説明させていただきます。

資料は、17 ページです。

予算額は、令和6年度当初予算との比較になっています。

表の左の欄が歳入、右の欄が歳出です。金額は、千円単位で表示しています。

なお、この予算案は3月の市議会定例会に上程し、審議されることとなっています。

令和7年度の歳入・歳出それぞれの予算総額は、下段の合計欄に記載していますが、歳入歳出同額の159億4,057万2千円を計上しています。

令和6年度当初予算と比較しまして、10億7,415万1千円の減額です。

減額の主な理由としましては、「保険給付費」や、県が県全体の医療費を推計し、必要な額を各市町村へ割り当てる「国民健康保険事業費納付金」の減額によるものです。

まず、右側の欄「歳出」の主なものを説明いたします。「R7年度当初」の列をご覧ください。

「1. 総務費」に1億9,158万1千円を計上しており、前年度比177万8千円の増額となっています。

増額の主な理由としましては、職員の人件費及び郵便料の増加によるものです。

次に、「2. 保険給付費」に114億3,059万8千円を計上しています。

保険給付費の主な内訳としましては、国保加入者の自己負担分を除く医療費にあたる「療養諸費」のほか、その患者負担分が所得に応じて設定された負担限度額を超えた場合に支給（還付）する「高額療養費」です。

前年度比で6億7,808万4千円の減額となっています。

減額の主な理由としましては、被保険者数の減少によるもので、主に療養諸費が7億7,770万8千円の減額となっています。

次に、「3. 国民健康保険事業費納付金」に41億4,049万9千円を計上しており、前年度比で3億9,244万8千円の減額となっています。

減額の理由としましては、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行等で被保険者数

が減少したことに伴い、県全体の保険給付費が減少し、納付金等算定額が減少したことによるものです。

1つ飛ばしまして、「5. 保健事業費」に1億5,311万8千円を計上しています。

これは、はり・きゅう・マッサージや、人間ドック・脳ドックに対する助成事業のほか、ジェネリック医薬品の普及促進のための経費、特定健診や特定保健指導に係る委託料などです。

続きまして、左側の欄「歳入」の主なものを説明いたします。「R7年度当初」の列をご覧ください。

「1. 国民健康保険税」に、27億6,331万7千円を計上しています。

これは、国民健康保険の被保険者約2万7,300人分の保険税です。

前年度比で1億9,991万7千円の減額となっています。

減額の主な理由は、被保険者数の減少及び歳出の国民健康保険事業費納付金の大幅な減額に伴う調整によるものです。

2つ飛ばしまして、「4. 県支出金」に117億3,462万6千円を計上しており、前年度比で6億7,695万2千円の減となっています。

その主な内訳は普通交付金です。

これは、歳出にあたる「国民健康保険事業費納付金」を県に納付する一方で、保険給付費にかかる全額を県が普通交付金により交付するものです。

よって、「県支出金」が減額となった主な理由は、歳出の「2. 保険給付費」の減によるものです。

次に、「5. 繰入金」に14億1,600万円を計上しています。

これは、一般会計からの繰入金でございまして、その主な内訳は、「職員給与費等繰入金」、低所得者に対する保険税の軽減分を補填する「保険基盤安定繰入金」、軽減世帯数や高齢被保険者の割合によって繰り入れる「財政安定化支援事業繰入金」などです。

最後に、「8. 繰越金」に1千円を計上しています。

令和6年度と比較しますと、歳出の国保事業費納付金が大幅に減額となったため、この「繰越金」及び「1. 国民健康保険税」により減額調整し、歳入歳出の総額を同額とております。このため、実際は、令和7年度の単年度収支は、黒字となることが予想されます。

以上で、「令和7年度八代市国民健康保険特別会計予算（案）」の説明を終わります。

○国保ねんきん課長

引き続きまして、報告の3点目「八代市国民健康保険特別会計の収支見通しについて」ご説明いたします。

資料は、19ページ、A3縦の表です。

表の横方向に各年度、縦方向に歳入歳出ごとの主な項目を、下の方に実質収支と単年度収支を、また、1行空けて一番下に基金残高を記載しています。

令和元年度から5年度までは実績額、令和6年度は見込額、令和7年度は当初予算計上額、令和8年度から12年度までは推計額です。なお、金額は千円単位です。

まず、令和6年度の縦の欄をご覧ください。

令和6年度の表の下から2段目の「実質収支」は、7億159万6千円の黒字を見込んでいます。

その下の「単年度収支」は、10月に開催いたしました第1回国保運営協議会においても説明しましたが、歳入総額から歳出総額及び繰越金を差し引いた額で、562万1千円の黒字を見込んでいます。

次に、令和7年度の縦の欄をご覧ください。

この欄には、令和7年度当初予算計上額を記載しています。

なお、資料2の予算額と、資料3の歳入予算総額が若干異なります。歳入の繰越金は、令和6年度繰越見込額を加味していますので、資料2の歳入総額より約7億円多くなっています。

次に表の下から2行目の実質収支の欄をご覧ください。

令和8年度以降の実質収支は、徐々に減少すると見込んでいますが、国保の都道府県化において、熊本県の保険税率の完全統一が予定されています令和12年度の前年度までは、基金の一部を取り崩す必要がありますが、本市国保財政は現行の保険税率等で維持可能と見込んでいます。

この収支見通しの個別の項目について、補足を2点させていただきます。

1点目は、歳入の「保険税」（色塗り箇所）です。

「保険税」収入は、年々減少していることがわかります。しかし、令和8年度の保険税は、令和7年度と比較しますと増加しており、委員さんの中には保険税を増額改定するのかわかれる方もいらっしゃるかと思います。これは、先ほど報告2においても説明しましたが、予算を組む際は、歳出総額と歳入総額を同額とします。そのため、令和7年度の保険税を、本来の収入見込額より減額し調整したことによるものです。

よって、令和7年度の保険税は、27億6,331万7千円としておりますが、実際は29億8千万円程度を見込んでいます。

2点目は、歳出の「国保事業費納付金」（色塗り箇所）です。

これは、県が県内の医療費を推計し、その保険給付費に充てるため市町村ごとの額を決定し、その額に基づき市町村が県へ納付するものです。

令和元年度以降の実績において、概ね45億円程度で推移していますが、令和7年度は大きく減額されることとなっています。

10月の国保運営協議会で説明しましたが、被保険者数が減少する一方で、一人当たりの医療費は年々増加しており、医療費総額は今後も横ばいで推移すると見込んでいます。そのため、令和8年度以降の納付金は、令和5年度・6年度の実績及び令和7年度の予定額の合計額を平均して、44億2,404万円としています。

本収支見込みでは、単年度赤字が続き、実質収支（余剰金）は減少すると見込んでいますが、今後の納付金額次第では、収支見通しに影響を与えることが考えられます。

以上で、「八代市国民健康保険特別会計の収支見通し」の説明を終わります。

○議長：会長

はい、ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明に対して、委員の皆様ご質問やご意見などがありましたらどうかお願いいたします。

（委員挙手）

はい。お願いいたします。

○委員

説明ありがとうございました。正直言いまして、歳入、歳出の報告が実際どういうものなのかわかってないんですけども。総じて、この八代市の国保としての差し当たっての大きな課題といたしますか、そういうのは今の説明から、基金を取り崩していくぐらいの財政的ところなど、課題っていうのは何なのかっていうのを教えていただきたいんですけども。

○議長：会長

事務局、今のお尋ねわかりましたか。課題としては何が課題なのか、あったら、ひとつお教えてください。何が課題なのか。

○国保ねんきん課長

八代市の課題としましては、財政面においては、先ほどご説明をさせていただきましたが、令和12年度から熊本県の保険税率が完全に統一というふうになります。そのため、そこまで保険料を見直すことはなくというか、上げることなく維持できればいいなというふうに思っております。ただ、現状から言いますと、少し余剰金もありますので、12年度までは大丈夫かなというふうに思ってます。

ただ、八代市が、課税をする際に大きく分けますと、応益負担と応能負担というのがあります。応益というのが所得だったり、八代市では採用してませんけれども、資産、そのあたりを元にして算定する。すいません、失礼しました、応能のほうが所得とか資産で算定する。応益のほうは、加入者の人数だとか、世帯によって算定する分。基本的には、だいたい50対50ぐらいで算定をするようにはなっておりますが、八代市の場合、応能ですね。所得が多い方から多くとっている。というようなことになってます。です

ので県内で統一した場合は、おそらく県内では50・50ぐらいでいくと思われしますので、今、低所得者にはだいぶ配慮したような算定の仕方になってますけれども、それが、低所得者の人にもある程度の負担を求めるようなかたちになるだろうというふうに思ってます。そのあたりは、今度の完全統一のほうに向けてはやや課題かなというふうに思ってます。

○議長：会長

わかりましたか。端的に課題はなんなのか。

○委員

統一に絡んでの八代市さんのそういうことなんですね。説明が大変でしょうね。

よろしくお願いします。

○議長：会長

いいですか。

○委員

はい。

○議長：会長

次、はい。

(委員挙手)

お願いいたします。

○委員

関連事案ですけど。この収支見通しの単年度収支額7年度がマイナスになって、まさに県の統一っていうのがあった。この傾向というののは、県内の各市町村同じようなかたちになっているというふうに思ってます。このマイナス関連、状況としては変わらない。それも、念のため確認、固有のっておっしゃってたんですけども、市の固有の状況でこんなふうになっているのか、もう一回再確認させていただきたいんですけども。

○国保ねんきん課長

はい。先ほど申し上げましたが、八代市の状況としてご説明させていただきました。県内の14市の会議とかあるんですけども、その際には、今の時点では非常に厳しいなというところもあります。大きく保険税率を上げないといけないだろうと、今、見直しを進められてる市もあるようには聞いております。ですから、完全統一に向けては、赤字、法定外繰入がない、赤字ではないような財政状況で移行していくというようなかたちになりますので、それまでにその赤字を出さないような財政運営、国保運営そのあたりが必要になります。県内も同じような、税とは関連してですけども、被保険者数がどんどん減っているとか、高齢の方の割合が高いとか、その辺りは、もうどの市町村も

同じような状況かと思います。

○委員

わかりました。

○議長：会長

よろしゅうございますか。

さあ、まだだいぶん時間はございますので、どんどんどんどん、事務局が困るような質問をお願いします。

(委員挙手)

はい。お願いいたします。

○委員

特定健診受診率ですけど、これは、その前にでてきてる特定健診同等検査情報提供事業ですね、これと、これのその分も含めた受診率ですか。

○議長：会長

事務局、今のお尋ねわかりましたか。はい。お願いします。

○健康推進課成人健診係長

健康推進課小島です。よろしくお願いします。特定健診の受診率には、同等検査、みなし健診も入っております。また国保の人間ドックの特定健診部分の受診も入っております。

以上です。

○委員

出来れば、これ、その内訳の割合も書いていただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

○健康推進課成人健診係長

前回の第1回の会議の時に、実績として出させていただいておりましたので、また後で、先生お知らせしてよろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。

○委員

あと、先ほど説明がありました、世帯あたりの収支のあれですけど、保険料率が変わって、高所得者も低所得者も同じ保険料率になるってということですか、統一っていうことは。

○議長：会長

事務局。高所得者も低所得者も同じ。

○国保ねんきん課長

はい。保険税率を計算する際はですね、特に差はもうけてませんので、同じような計

算の方式を使います。ただ低所得者の方には、所得に応じて軽減措置など、設けてはございます。また、高所得者で限度額を超える方は、限度額打ち止めになりますので、一定の金額までの払いで終わるというふうにはなってます。

○委員

それじゃ、12年度から、低所得者の人は支払いの保険料率が納めるのが増えるのは増える。

○国保ねんきん課長

そうですね。おそらく増えるかなと思います。

先ほど申し上げましたように、応益と応能の割合が、八代市の場合は、応能の、能力に応じた所得が多い方から多く納めていただくようになってますので、おそらく、県が統一する時には、ほぼ同じぐらいの割合になるなということは、低所得者からもそれなりに、一人当たりの保険料とか、世帯の保険料、そのあたりの割合が、額が増えてまいりますので、低所得者の負担は多くなると思われます。

○委員

それ、滞納者が増えませんか。

○国保ねんきん課長

まあ、滞納者が増えるかどうかわかりませんが、増えないような努力はしたいと思います。

○委員

はい。えっと、国保の方、個人事業主とかが多いので、所得の低い方が、保険料が上がっちゃったのとか、払えんよとかいう人出てきかねませんので、そこらへんはフォローしていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長：会長

ありがとうございます。

(委員挙手)

はい。お願いいたします。

○委員

すいません、ご説明があったと思うんですけど、国保事業費納付金が、6年度より4億円近く減ってるんですが、これの7年度見込みは、たぶん大丈夫だという感じでよろしいですか。

○議長：会長

事務局。

○国保ねんきん課長

7年度もいま減つとります約41億円についてはですね、県のほうから、額のほうは示

してございますのでそこは間違いない数字と思っていただいて結構です。

○委員

で、9、8年度は、また3億円ぐらい上がるっていう見込みなんですか。

○国保ねんきん課長

8年度以降が、約44億ほどで同額で計算しておりますが、国保の納付金は、県内の状況を見て、県のほうで算定して市町村のほうに示されるものですから、はっきりした見込みがわかりということから、これまでの状況を踏まえて、3年間の平均というかたちで見込みを作らせていただいています。ですから、この金額の上がるか下がるかによって、非常に見通しは変わってくるということにはなっておりません。

○委員

はい。ありがとうございました。

○議長：会長

よろしゅうございますか。はい。ありがとうございました。

他には。

(委員挙手)

○委員

意見ですが。

○議長：会長

はい、どんどんどんどんお願いいたします。

○委員

2点ほど。国保税、料も同じなんですけども、全国的に収納率が上がっている。八代の場合も、毎年上がってきているところなんですけども、今後、収納率を上げるためには、恐らく徴収部門だけでは無理だと思うんですね。

ネットで調べてみたところ、名古屋市の収納率は、3、4、5年度なんですけども、96.8、96.7、96.6%なんです。何が違うんだろうかと思って、見てみたんですが、一つはですね、だいたい人口規模っていうか保険の加入者規模でいくと、八代市の15倍なんですけども、外国人が3万1千人いらっしゃる。おそらく約8%。国保の加入の時ですね、名古屋市の場合は、基本的に口座振替しかありませんという言い方をしてるみたいなんです。これ熊本市も同様なんですけども、最初の加入手続きの時に口座振替です。それ以外については、基本ないんですよみたいな言い方ですね。それも一つの手かなと。

八代市も加入の段階で、特に外国人等はブローカーとか含めてまとめていらっしゃる。その段階で、口座振替を強力に進めるということが必要なのではないかなというふうに思いました。

もう一つはですね、八代市も特別減免という制度がありまして、みたところ廃業、倒

産等の場合には、申請をすれば、該当する場合は、特別減免にあたるということになれば、減免されるという制度があるみたいです。ですから、そのへんも、これだけ収納率も上がってきて、皆さんがだいぶ完納してらっしゃる方が多いのであれば、本当にきついところについては、特別減免っていう制度もおおいに広報して、該当される方については、申請をしてもらって、それを当てはめるみたいなのが必要なのではないかというふうに思いました。

あくまでもこれ意見ですけども。以上です。

○議長：会長

はい、事務局どうですか。はい。

○国保ねんきん課保険税係長

一つ目の口座振替の件ですけども、そちらにつきましては、今、加入手続きを受け付ける際にはですね、名古屋みたいに口座振替しかないですよという説明まではしてませんので、加入者の方の選択で、納付書で払うか口座引落を選択するか、選択できるような状況になってます。

○議長：会長

どっちでもいいたいな。

○国保ねんきん課保険税係長

そうです。はい。

今後ですね、そういう積極的に口座振替を進めるということも一つの収納率アップの手段だと思いますので、そこは今後検討していきたいと考えます。

○議長：会長

もう一点、誰か。

○国保ねんきん課保険税係長

もう一つ、私から、先ほどの特別減免の話もありましたけれども、数が少ないですが特別減免の相談というのもあります。ありますが、該当する方は非常に少ないです。

で、よくあるのは、国保のほうでは非自発的失業者ということで、自己都合ではなくて、会社都合の離職という方の場合、国保税が減免されるという制度がありますので、それを利用される方がたくさんいらっしゃいます。

また、特別減免じゃないんですけども、あとは火事とかですね、火事があって家が焼けてしまったとか、あるいは施設に入っている子供さんとかですね、親がいない子供さんとか、そういう施設に入っている子供さんとか、収入がないので減免してくださいと、そういう減免のパターンはありますけども。廃業とかですね、そういうパターンでは非常にケースとしては少ないというかたちですが、相談は受け付けてはおります。

以上です。

○議長：会長

どうですか。委員さん。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○議長：会長

よかったですか。

(委員挙手)

はい。お願いします。

○委員

今、委員さんと関連するけど、私ももう何回も毎年お話してるんですが、今の特別減免の話なんですけど、八代の我々商工業者、個人事業主も含めて約4,800ぐらいあるんですが、だいたい4人の従業員がいらっしゃるところが約45%。それから20人以下、小規模事業者というところですね。全体あわせると90%が八代の事業者のだいたい20人以下で4人以下が、先ほど申しましたように四十数パーセントあります。今、経営状況で皆さん方も、よく見られていると思いますけども、結構今年に入って倒産、今年度ですね、令和6年度に入って倒産が増えております。今の傾向で言えば離職、自己都合じゃない、会社都合での増えてくる。今からまだ増えてくると思います。事業主さんも今相談が少ないということですが、たぶんこれ、あまり事業主さんもそんな話を知らないと思うんですね、今おしゃったように告知がない。我々ですね救済措置として、いろんな話をする中で、この会社を閉めた後の生き方の中でですね、これは必ず出てくることになります。ですから、ここはもうちょっと制度的に、セフティーネットとしてですね、広報を徹底されたほうがいいと思います。

それと、もう一点が、滞納全体の動向というのが、収納率は少し上がってるんですけども、率が、この滞納者と減免率ですね、後で出てくる見通しがありますけども。頻度が上がっても減免をずっとしなければならぬ世界。実は私も3月いっぱい商工会議所を退職します。そうすると、国保か任意継続かというかたちになってきますけども、1回自分で計算すると、任意継続しながら2年ぐらいしたほうがいいのかなと思ってるんですけども、自分たちが年金とかそうやってきたときに急激に収益が落ちて、そうすると今の計算でしても、あ、俺の払わんでいいし、減免の対象かなと思うぐらいが、だいたい国保関係の加入者としては多いですね。そういうのは予測として増えてくると、ですからこの収入予測って、僕は、ものすごく甘いんじゃないかなと逆に思うんですよね。これはシミュレーションですから、数字の置き方によって加減でいうとどれぐらいするかっていうの出てきてますけども。一応1億1千ぐらい去年から下がってるというような中の収益の世帯から見ると、今団塊の世代がほとんど75歳を超えて後

期高齢。我々が予備軍としているわけですね。そうすると生産年齢がどんどん八代というのはその幅がものすごい勢いで下がってる、そういうようなシミュレーションしたほうが予測で大丈夫なのかと僕は一瞬思いますね。先ほど熊本県下統一される令和12年ですか、応能と応益の話は、私も今、感じたんですけどこれ一括でポンと話したら絶対終わらないし、一番の問題ですよ。

ですから2点目はこういう広報活動、将来予測を考えたやっぱりどうしても上がっていくというのはなかなか言いづらいんだけど、そこは階段を上がるように進めていかないと、いきなりの衝撃になって、基金があって移すときには、いきなりボンと上がる。そういうことはお考えではないとは思いますが。そういったどうしても避けて通れないことは、早めに段階、段階で、丁寧に、丁寧に広報をしてできるだけ納得いただく方法を積み重ねていくというのを検討していただきたい。

3点目なんですが、総務費とかは、ぐーんと1回下がったんだけど、ずっと増えていく。私も前回も前々回もマイナポイントのマイナカードの話をいたしましたけれども、やはり若い人たちにも、私一緒ですね血液検査とか、いろんなとった指数、情報提供等、そのためにマイナカードって医療保険証を作ってるんですよ。僕の同級生の歯医者さんとかお医者さんも、まだ完全につながってない、いうことを言ってるんで増えないのかなと思うんですけども。やはり人のそこあたりの情報を早く整備することによって、こういった健康指導だったり、訪問したり、服薬とか、一番かかるのが事務品と輸送費ですね。それと管理費。ここをほんとに進めていかないと、経費は下げられません、収入は下がっていきます、基金を食いつぶします。というようなことではほんとに納得できないようなかたちになるじゃないですか。私3年間マイナンバーとかデータ化の話してありますが、そういうような計画はあるんですかね。まだ前回の予算の時は、そういったお話はなかったんですけども。そういう計画というのはどっかに盛り込むんですかね。3年目で。以上が質問と意見でございます。

○議長：会長

事務局。委員さん、大変遅れてるせいでご心配をいただきました。

はい。事務局、いいですか、はい。お願いします。

○国保ねんきん課保険税係長

まず1点目からですね。特別減免についてはですね、確かに市報とかそういうのに毎年出してるとかっていうそういうような内容ではないんですけども。よくあるケースとしてはですね、納税課に相談にきて、納税課から特別減免とかそういう減免の方法ないですか、っていうふうに国保ねんきん課の隣ですから、まわってこられる方が多いので、そこらへんの納税課との連携をまたちゃんとしてから、減免できる方は、特別減免の対象になる方は、減免の相談を受付けられるようにですね、そこらへんの連携をしつ

かりやっついこうと考えてます。広報でもですね、出来る限り、ホームページとか国保だよりとかで、そういうもので周知を図っていければと考えております。

2点目の税率ですね、国保の税率のほうもですね、令和12年度に熊本県は統一した保険料になるということが、いま予定されておりますけれども、本市に関しましてはですね、今令和6年度も一応プラスの見込み。令和7年度も納付金が減ったことによって黒字が見込まれてるという状況で、結構八代市はですね、基金もありますし、繰越金もある状況で、運営的には非常に安定している状況になってますので、令和12年度に向けてですね、今後令和7年度以降ですね、税率に関しては、下げるとか、そういうのもやはり検討はしていないといけないとゆうふうに考えております。そこについてはですねまた、令和8年度からですね新しく「子ども・子育て支援金」とか始まっていきますので、令和8年度の対応分に合わせたりとかしてですね、税率の検討については、また次年度のこの運営協議会においてお諮りしたり、あとは議会の文教福祉委員会等ですね、議員さんから意見等をいただいたりして、今後の税率については検討していきたいと考えております。

○議長：会長

3点目。

○国保ねんきん課医療給付係長

医療給付係山田と申します。最後3点目の総務費の件ですけども、この総務費の中で大きな人件費であったりとか、また印刷製本費とか郵便料ですねとりあえず結構大きい金額になってきてるんですが、今市全体としてもデジタル化、デジタル戦略をだしまして、アプリとかを活用しましてどうにかできないか。例えば印刷物を郵送するのではなくて、データで送るとか、データでアプリを活用してみるとか、そういう今、検討をしているところであります。その中で、国保からいまお出ししている通知物とかも、一部それを活用して電子化して送れないかというのを、いまひとつ検討しているところではあります。あと人件費の面に関しまして、窓口にくられるお客様を減らす取り組みですね、例えばオンライン申請とかそういうのを進めて事務の量を減らして、人件費も減らしていく、取組みを検討しているところでありますので、今後デジタルを活用した取組みで、そういうのを進めるというのはとても重要になってくると思いますので、そこはこちらで検討を進めてるところではあります具体的に。

○議長：会長

委員さん納得できましたか。

○委員

進めてますというのも3年ぐらい聞いてるんですけども。現実的にマイナポータルなんかでも、健診の情報提供とか地域別にでてるんですよもう。ポータルサイトで。

そうすると、マイナ保険証の普及率はどれぐらいですか。昨年も聞いた。昨年は16%ぐらいだったと思うんですがね。

○国保ねんきん課長

八代市のマイナ保険証の保有率は、だいたい63%ぐらいになります。マイナンバーカードをお持ちの方が75%ほどいますので、マイナンバーカードをお持ちの人の8割程度はマイナ保険証をお持ちというようなところになっています。

○委員

使用率は。

○国保ねんきん課長

利用のほうはですね、直近のデータで、3割ぐらいだったかと思います。30%ですね。

○議長：会長

どうですか。いいですか。

○委員

はい。

○議長：会長

はい。ありがとうございます。

さあ他に、

(委員挙手)

はい。お願いいたします。

○委員

9ページの国保ねんきん課の出前講座を実施するとありますが、これはいったいどのぐらい実施されているのかということと、それから11ページの「(2) 糖尿病等重症化予防対策」のところで、保健指導を实际実施されたのは、昨年度はどのくらいだったのかなというのと、それ①ですが、③ですね、「本市の健康課題の解決を図る。」解決に向けての予定というか、どの年にどのくらいですよっていう計画は立っているのかなということ。それとかえりますけど、4ページの、昨年諮問でもありましたが、「(2) 国保税率」のところ、八代市はとても国保税が高いということですが、収入は上がらない、支出が増えていけば赤字になる。今のところはいいいけれども、「高齢化や高度医療化に伴い」っていうのが(2)の4、5行目のところにありますけれども、この高度医療化、確か前回難しい治療が適用できるようになったということでしたけど、それどこまでやるかっていう、そういうお話とかは、どういうふうに決まっているのかなともお尋ねしてみたいと思います。よろしくお願いします。

○議長：会長

はい。事務局。やりきるかな。はい。どうぞ。

○国保ねんきん課保険税係長

はい、すいません、お答えします。まず1点目の出前講座についてはですね、最近では実績がありません。今年ですね、1件申し込みがあったんですけども、この2月にですね、先方のほうからですね、インフルエンザ等の人が増えて、受講を取りやめますとのことで中止のご連絡ありましたので、ちょっと最近では実績がないというような状況でございます。

○議長：会長

はい、次。

○健康推進課成人健診係長

健康推進課小島です。次の、重症化予防の取り組みの保健指導についてです。個別指導は、令和5年度になりますけれども384件で、訪問指導、来所訪問のかたちで面談でお会いしております。その他にも、特定保健指導はまた別になり、重症化予防も含まれますが、こちらの実施率が、だいたい50%、すいませんこれは国に報告した部分の報告になりますけれども。保健指導の実施対象者が740人いらっしゃる中で、保健指導をした方々が461件です。こちらが国に報告した部分になります。国に報告ができない方もいらっしゃるんですけど、全体で474件に、お会いして指導をしております。

それと、健康課題の解決に向けた取り組みは、昨年度、皆様方にご意見いただき、策定いたしました第3次データヘルス計画の概要版で、いくつかあげさせていただいております。その解決をするための目標指標を掲げております。こちらデータヘルス計画の中で数値目標を掲げまして、それを検証させていくということにしております。

今回はデータヘルス計画の内容についてはお話ができなかったんですけど、次年度の第1回に6年度の実績として、年度ごとに出せるデータについては、ご報告をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長：会長

委員さんよろしゅうございますか。はい。

○委員

最後の質問で、高度医療のところまでどういうふうにするのかっていうのは、説明はないということですね。

○議長：会長

はい。いいですか。

○国保ねんきん課医療給付係長

高度医療化のことについてですけども、どこからが高度医療になるかとか基準につきましては、市のほうで決めるというよりも診療報酬とかの兼ね合いもありまして、国で

定められているものだと思いますので、どこまでが高度になるかというのはこちらでは把握できていない部分があります。

○委員

いいですか。

○議長：会長

はい。お願いします。

○委員

確かに、今のご質問は、保険とかではお答え難しいんじゃないかと思います。高度医療とは、実際定義が難しいですけども、常に新しい医療がでてきて、新しい薬がでてきて、新しい機械がでてきて、それを診療報酬で認められれば、それは医療機関としては実施可能なわけで、それが他からしぼりがかかっていることはないと思います。そういうことですね。保険者の関係で動くことは恐らくないと思います。

○議長：会長

他にはございませんか。

(委員挙手)

○委員

質問よろしいですか。すいませんね。2回なので、収支見通し等とかよくわからないんですけど。この中で確定しているというのは、県からおりてくる納付金とかが確定してるんですね。それに合わせてゼロにするために、ほんとは予想される保険税とかを低めに書いてあるとそういうことでよろしいですか。で、最終的な収支見通しの目標としては、12年度にゼロにして県に引き渡すということがゴールということでしょうか。この基金で残っちゃいけないんですか。

○議長：会長

どうですか。保険税。

○国保ねんきん課保険税係長

目標としては、令和12年度の県の保険料の完全統一に向けてですね、赤字がないまま、基金をもったまま統一に臨むということで。基金については、各市町村で持っていていいんですけども。

○委員

残せば、八代市のものとして残る。

○国保ねんきん課保険税係長

そうですね、そこは八代市で使うという。

○委員

他の目的として使えるお金として残る。

○国保ねんきん課保険税係長

そうですね、もし、例えば赤字とかですね。その年に、令和 12 年度以降に赤字とかになった場合は基金とか繰越金を使って、赤字を補填したりとかですね。

○委員

統一されるのは保険料が統一されてるけども、こういうコントロールはここでやっていかなきゃいということですね。黒字、赤字。

○国保ねんきん課保険税係長

そうですね一応、県から説明を受けてますのは、一応その基本完全統一になったあとは、どこの市町村も赤字にならないような保険料率の設定がされる予定というふうに聞いてますので。保険料率もそういうふうに県が設定されますし、この県に納める納付金のほうも赤字にならないような金額で、各市町村に割り当てられるものというふうに考えております。

○議長：会長

いかがですか。

○委員

はい。今の見込みでは、現在の八代市の保険税と、県と統一した場合にはどう、先ほど低所得者に対しては厳しくなるというふうに言われてましたけど、全般的にはどうなりますか。

○国保ねんきん課保険税係長

はい。今の八代市の国保税率というのが、先ほど応能と言ってましたが、所得割が非常に高く設定されている。あと応益のほうの均等割、平等割という一人当たりいくらとか、あと世帯でいくらっていう部分の応益割のほうは低く設定してあるような感じです。今は比率でいきますと、6 対 4 ぐらいで所得割のほうが高く設定されているような状況です。

これが本来は、50 対 50 の割合でなければいけないというふうになってますので、県の統一化後は、50 対 50 に近づくと見込まれますから、八代市の場合は、所得割は下がる方向、応益のほうの均等割、平等割は少し上がる方向になることが見込まれますので、そうすると、均等割、平等割が増えて、今低所得世帯の方々が少し負担が増えてくるだろうということが見込まれます。逆に所得の多い方は、逆に所得割が下がって、減額になる世帯も出てくるだろうというふうには考えてます。

○委員

それはすごく赤字の市町村とかも含めてしまうと、県全体としては変わってくるんじゃないですか。そこはどうなるんですか。

○国保ねんきん課保険税係長

今赤字のところもあると思いますけども、例えば宇城市さん、宇城市さんはすごい赤字でしたので、今年度から税率を引き上げられて、そういう統一に向けて税率を改定してるところです。各市町村、今まで低い税率のところはどんどん上げていかないといけないと。逆に八代市の場合は今まで高い税率を設定してましたので。逆に統一に向けて。

○委員

ありがとうございました。あの、すごく 12 年、激変するとですね。みんな大変なんじゃないかなという思いがあって質問しました。

もう一つこの計画のところですけど、前回実績を見せていただいて、この実績を踏まえてこの計画がでてくると思うんですが、先ほどあったようにあまり数値目標って入ってないですね。もっと細かい計画が中にはあるのかも知れないですけども。その実績が出てきたときにこれがうまくいったかどうかというのはどこで判断するのかなっていうことをこの計画書で読んでるんですけども。

以上です。

○議長：会長

はい、ありがとうございました。

(委員挙手)

はい、お願いします。

○委員

すいません。確認なんですけども、その 4 ページのなかの医療分、後期分、介護分、というのがあって、標準保険料率というのがあるんですけども、今その各市町村がいろいろばらばらだということなんですけど、今度県単位になったときにはこれが全部一本化するってことですか。所得割も同じ税率、均等割、平等割も同じ金額に県単位でなるってことでいいんでしょうか。

○国保ねんきん課保険税係長

はい。おっしゃる通りです。一緒になります。

○委員

その場合、今、今後の収支見通しがあるんですが、例えば、標準税率になって、八代市が大きな赤字になった、熊本市が大きな黒字になったっていう場合、そのまま標準税率でいって、県全体の税率等を変えるっていうことで考えていいわけでしょうか。

○国保ねんきん課保険税係長

そういう赤字になった場合はですね、八代市の場合はですね、今基金とか繰越金がありますのでそういうので補填して対応ができるっていうのと、あとは赤字の団体はですね、市町村がたくさんあるとすれば、その場合はその税率に問題があるとかあるいは県に納める納付金が高すぎるとかっていう問題があると思いますので、そこを県のほうが

調整して決めていかれるだろうと考えております。

○委員

ありがとうございます。

○議長：会長

よろしゅうございますか。

(委員挙手)

はい。

○委員

市町村ごとの赤字とかていう概念は残るんですか。なくなっちゃっうんですか。

○国保ねんきん課長

はい。令和 11 年度まではそれぞれ市町村で国保の保険者になってますので、そこはそれぞれの自治体で運営していくことになります。ただ 12 年度以降は、熊本県がひとつの保険者というような考え方になりますので、先ほど話があったように、保険税率も県内すべて同じと。自治体によっては少し増えた減ったというのがあるかもしれませんが、そこは県のなかで調整をされることになりますので、市町村で黒字になった赤字になったというのは県全体で言えるようなかたちとなります。

○議長：会長

はい。よろしゅうございましょうか。

(委員挙手)

はい。委員さん。

○委員

これちょっと例えなんですけど、いまこの経済界においては人件費、時給 1,500 円というお話で、全国っていう話になってますけども。この保険料率も県内で一律というもののすごい格差がでてくると思うんですよね。これは県の方向性と。私もこの話を聞いたのは確か去年だったかなと思ってるんですけども。こういうような県単位でやられたことをやっぱ事務の効率化とかね、サービスの均一化ということではわかるんですけども。今僕は八代の経済界で思ってるもの、なんでも均一化していくことは本当に市民にとっていいのかなっていうのはあります。事務的なサービスとして事務経費とか、そういう全国でも IT 化で統一システムをやるって言っても、その加入率自体が 3 割を切ってる、いうなかで、ちょっとそこは残そうと僕らも違和感感じてますんで、なんでもかんでも切り口を同じにして、じゃ八代市と五木とか相良とかでこれだけ人口減少で、消滅都市って言われるところも入れて、全部均一化っていうような考え方、本当にいいのかなって。こういう基本的なものっていうのは誰が決めてるのが、これは意見を言わないのが悪いのかもしれませんが、政治参加がないのがいけないのかもしれませんが、八代

市としては、それは基本的に県が言うから当たり前っていう、各市町村そういうかたちになっているんですか。

そこらあたりの八代市単独としての意見なにかありますか。

○議長：会長

事務局。

○国保ねんきん課長

ここの都道府県化というのは、熊本県だけではありませんで、全国同じような動き方をしています。全国的な動きでも、そういう国保税を示してございますので、それに向かっていくようなかたちで今進めざるをえないかなと思ってますが、今元々の考え方が、非常に小さい保険者であれば、非常に運営は厳しかったり、色んな保険者がありますので少し母体を大きくして、熊本県、それぞれの県単位で実施するようになってます。そこで県内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ被保険者の数だったら同じ保険料になりますよっていうような考え方で、今制度のほうは進められています。

○委員

だいたい懐を、財布を大きくして、均等払いにしていくならば、そこはそうならなくっちゃいけないんじゃないのかなと思うんですよね。もう一つは、一番の最大のいうところは財布を大きくするのは、支出を多く絞っていきける。固定費がそれぞれかかっているのを、はっきり言って、人件費あたり公務員さん年間3%以上上がりながら、たぶん令和7年度も上がりますよね。なぜかという、春闘で7パーセント、6パーセント出ることからこれ4年連続上がる。というような経費をいかに圧縮して効率化をして、事務とかを一体化して、そこでいかに収益性を高めながらサービス提供を多くするか、というような前提がないと、小さい国保に対する対応がどんどん削られてくる、逆に言うと。そこあたりを念頭にもって、先ほどの応益応能のところも丁寧に話していかないと、残された方々、ほんとに低所得者の方々は。サラリーマンの方々は厚生年金という建付けですけども、ほとんど自営業者は先ほど言いました九十何パーセント以上、そこにお勤めの方もそういった国保関係しか入ってらっしゃらないところが増えてるんですから。そういったところに対しては上がるという想定をもしすればですね。何度も言いますが、何でもやっぱり事前に丁寧に説明をしていかないと、ほんとうに人口が減るというよりも、前回も言いましたが、これは生活保護に移行してしまうというような危険性をものすごく含んでると思います。トータル的な福祉の制度がほんとに壊れるんじゃないかなというぐらい危惧しますので、是非そこを丁寧にやっていただきたいというふうに思います。

○議長：会長

事務局よろしくね。はい。先ほど委員さんの申し出は、まさに深謀遠慮だと思います。

深謀遠慮という言葉、今を深く計画し遠い将来まで考えると。それが大事なところ。というふうに思っているところです。事務局よろしくお願いしますね。

はい。さあ、委員さん何かありますか。

○委員

はい。現状としてのお話を聞きたいところがあるんですけど。特定健診のなかに 75 歳を過ぎたら心電図とか眼科の健診がなくなってるんですけど、あれは何でなくなってるんでしょう。

○議長：会長

はい。事務局、はい、お願いします。

○健康推進課成人健診係長

健康推進課小島です。後期高齢者医療制度に保険が変わりまして、保険者が熊本県の後期高齢者医療保険広域連合に移ります。八代市は、その委託を受けて、広域連合からこの内容でお願いしますということで、委託を受けて実施しますので、広域連合が項目を定めておりますので、その内容で八代市は実施させていただいております。

国保は、保険者として、体の変化をいち早く発見したいということで、今は受診者全員に実施しているところです。

以上です。

○委員

わかりました。

もうひとつ、12 ページに、私の周りで話を聞くんですけど、医療機関をいくつも回るとか、お薬を大量につけて言い方は悪いんですけど、たくさんもらって、家庭訪問とか指導を受けてる人がいるみたいなんですよ。でも行かれたら、その人が留守だったと。で、これは指導に回られるのはだいたい年に何回とか決まってるんですかね。それで結局、本人さんと会わずに帰ってらっしゃるっていうような話を聞いたんですよ。その人がいつも病院を回っててお薬もたくさんもらっているみたいですけど、そういうところの指導っていうか、なかなか浸透してないみたいですけど。そういうのもどんなでしょうかとちょっとお聞きしたいと思います。

○国保ねんきん課医療給付係長

はい。今の「(8)の重複頻回受診者に対する適正受診の指導」っていうところですね。市のほうで看護師 1 名おりますので、その者が対象者を抽出して訪問指導、訪問して、お話を伺ったりとかしているところです。そこの実績であります、だいたい年間で 120 程度ですね。120 名の方に訪問出来てるかなというところの実績になっています。1 回ではなかなか会えないっていうところもありまして、今は不在票を投函して、こういうことでお伺いしましたっていうことで、ご連絡いただいりとか、何回かに分けて行ったり

とかもしてるんですが、なかなかお会いできない方もやはりいるってことで、何度も行
って会えない場合は、電話したりとかしながら会う努力はするんですが、やはり時間帯
もあるかもですが仕事されてる方もいらっしゃる、お昼の時間帯もおられない方もい
らっしゃるみたいなので、そこはできる限り努力はしているところですが、あとはいつ
ばい病院に行かれてるということで、実際電話とかでお話を聞く場合があるんですが、
実際は治療に必要でたくさん行かれてるけど、必要な受診があるということであれば、
そのまま受診を続けてくださいってことでお話することもありますし、こういう方が悪
いってことではなくて、きちんとした受診をされてるかって、中には整形外科に何か所
も行かれたりとか、何か所からも同じようなお薬をもらってらっしゃる方とかがいらっ
しゃるので、そういう方に関しては一か所にしてくださいとかですね、そういうのは指
導したりとかそういうかたちをとっております。以上になります。

○議長：会長

よろしゅうございますか。

○委員

はい。

○議長：会長

ありがとうございました。おかげさまで今回も全委員さんに意見をちょうだいいたし
ました。ありがとうございました。ほんとううれしかったです。

時間も押しておりますので、それでは、報告の4項目目「令和7年度国民健康保険制
度改正について」でございます。

事務局より説明をお願いします。よろしくどうぞ。

○国保ねんきん課保険税係長

国保ねんきん課保険税係の上野です。よろしくお願いいいたします。私の方から、令和
7年度の国民健康保険税の制度改正について、2点ほどご説明をいたします。

20 ページ「資料4」をお願いいたします。まず1つ目が、国民健康保険税の課税限度
額の見直しでございます。概要にありますとおり、国民健康保険税の医療分にかかる課
税限度額を現行の65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額にかかる課税限度
額を現行の24万円から26万円に引き上げるというものでございます。

一番下に令和4年度以降の推移ということで表を作っておりますが、国民健康保険税
が基礎課税分、後期高齢者医療支援金分、介護納付金分と、この3つの部分をそれぞれ
計算して、それを合算したものが世帯の国保税の金額となります。それぞれに限度額が
設定してあり、この令和6年度、今年度は基礎課税分が65万円、後期高齢者医療支援金
分が24万円、介護納付金分が17万円であり、今は、合計106万円がその世帯の最高額
になっております。

こちらが、今度令和7年度になりましたら、表に記載のとおり3万円引き上げられまして、世帯の最高限度額は109万円になるという予定でございます。

こちらにつきましては、この限度額を引き上げる目的・趣旨ですけれども、こちらは国保税の引き上げだけをもって、必要な収入を賄おうとすると、今の高所得の方々は、税率を引き上げても、限度額がありますので負担が増えない。逆に、限度額まで届かない中間所得層の方々は、税率を引き上げると、税負担が上がってしまうということで、高所得層の負担は変わらず、中間所得層を中心に負担を求める構造になってしまいます。ですので、限度額の引き上げというのは、高所得層にも応分の負担を求めることで、負担が重い中間所得層の負担上昇を緩和するという狙いがあります。これが、1点目の課税限度額の見直しということになります。

続いて、21ページをお願いします。2つ目が、国民健康保険税の軽減判定所得の見直しでございます。こちら概要に「経済動向等を踏まえ、国民健康保険税の軽減措置に不利益が生じないようにする必要があるため軽減判定基準の見直しを行う」とあります。

国保税は所得に応じまして、7割、5割、2割の軽減というものが、法定で制度があります。こちら今、計算式がここに書いてありますけれども、改正前を見ていきますと、例えばお一人世帯だった場合、7割軽減というのは、43万円以下の所得であれば、一人世帯の場合、7割軽減がかかります。2段目の5割軽減は、もし、お一人世帯であれば43万円プラス29万5千円ということで、72万5千円以下であれば、5割が軽減されます。その下の2割軽減になりますと、43万円プラス54万5千円ということで、97万5千円以下であれば、2割軽減がかかります。という風になっております。

こちらが、今度の改正後になりますと、5割軽減の方は、29万5千円のところが、30万5千円になりますので、1万円増えますので、73万5千円以下であれば、5割軽減にかかる。2割軽減の方は、1万5千円増えますので、99万円以下であれば、2割軽減がかかる。という風に変更がされる予定です。

この軽減判定所得の引き上げというのは、5割軽減と2割軽減の判定基準額というのは物価上昇、所得水準の全体的な上昇の影響で、今まで軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないように、こういう経済動向等を踏まえて見直す慣例となっております。この見直しの幅というのは、政府が消費者物価などを総合的に勘案して決めているものでございます。こちら軽減判定所得の引き上げについては、昨年に引き続き3年連続の引き上げということとなります。以上で保険税に関する制度改正の説明を終わります。

○国保ねんきん課医療給付係長

続きまして、3点目の「高額療養費制度の見直し」について、医療給付係の山田のほうから説明をさせていただきます。

資料の22ページをお願いいたします。

先日、新聞等で報道もあっておりましたのでご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、令和7年8月から3年かけて高額療養費制度を段階的に見直すことが予定されております。

まずは高額療養費といいますのが、医療機関や薬局の窓口で支払った額が、ひと月で自己負担額の上限、限度額といいます。自己負担上限額を超えた場合にその超えた金額を高額療養費として支給をする制度となっております。

今回の改正では、趣旨にありますように、現役世代をはじめとする被保険者の保険料負担の軽減を図るために、自己負担限度額を所得区分に応じて引き上げ、所得区分の細分化を行うものとなっています。

詳細は、次の23ページ、24ページの資料をご覧ください。

23ページの資料が、70歳未満の自己負担限度額の表になります、24ページの資料が70歳以上の方の自己負担限度額の表となります。

まず、23ページの表の左側をご覧ください。現在の自己負担限度額の区分のほうが示されておりまして、現在収入状況に応じてア、イ、ウ、エ、オの5段階の区分で分けられています。その横にあります月単位のひと月あたりの限度額が決まっておりまして、そちらみていただくと、カッコ内の金額が現在の自己負担限度額で、その上に書かれている金額が、今年の8月に引き上げられた後の金額になります。

次に、資料の中ほどに細分化という欄がありますが、そちらは令和8年8月から自己負担限度額の区分を現行の5段階から13段階へと細分化される区分になり、その右側に記載されている金額が細分化された後の自己負担限度額になります。

さらに、一番右の欄が、令和9年8月に細分化された自己負担限度額の額がさらに引き上げられた後の金額になります。

次のページの70歳以上についても表の見方は同じです。

このように、3年間で段階的に自己負担限度額が引き上げが行われまして、自己負担限度額の増加額は、所得が一番低い区分の方で900円の増、一番高い区分の方で191,700円の増と、所得が高くなるにつれて増加額が多くなっています。

また、国の試算によりますと、今回の見直しの影響で、保険者が負担する保険給付費が0.21%減少すると見込まれておりまして、本市の場合にあてはめると、約2,400万円程度減少することが見込まれております。

今回の見直しの内容については、現在、国の方で予算や関係法令の整備が進められている段階で、国からの正式な通知を受けた後、広報誌やホームページなどを通じて広く周知する予定としております。

以上が制度改正の中身となります。説明終わります。

○議長：会長

はい。ありがとうございました。ただいまの説明について、委員の皆様なんかご質問があったらどうぞ遠慮なくお申しつけくださいませ。

ございませんか。

(委員挙手)

はい。お願いします。

○委員

この高額療養費制度の見直しですけれども。高額療養費制度を知らない人もいるし、もっとみんなにわかりやすいように伝えていくということを、市としても取り組まれたほうが、相談窓口に行ったこともない、そして知らないという人も中には取り残されていらっしゃるのではないかなというふうに思いますが、そこらへんについてはどうでしょうか。

○議長：会長

どうですか。説明を。

○国保ねんきん課医療給付係長

はい。こちら広報としましては、広報誌とホームページ等を通じて周知をしているところではありますが、なかなか見られないとかいう方もおられると思います。

こちらの高額療養費につきましては、該当される方については、こちらから何年何月分が高額療養費に該当してますよということで、だいたい受診された半年後ぐらいにこちらのほうから通知をお送りして、申請してくださいというご案内をしております。病院からですね、入院等をされる際には、市役所に行って手続きをしてくださいとか、そういうご案内があって、こられる方もたくさんおられますので、知らなくて損をするということがないように、市のほうもですね、出来る限り周知啓発には努めていこうと思っております。

○議長：会長

どうですか。周知の仕方もやっぱり大事ですもんね。理解をしていただく。

○委員

ありがとうございます。

○議長：会長

はい。ありがとうございました。他にございませんか。よろしゅうございましょうか。

(委員挙手)

○委員

すいません、もう1個。

○議長：会長

はい。いいえ、遠慮なくどうぞ。

○委員

すいません。高額療養費のことではないんですが、最初のほうの10ページですね、10ページの医療費適正化対策の3番目の「周知啓発活動の強化」その4つ目の「健康教育実施」であるんですが、これは小学校、中学校とかにも行かれるのかなというのが最初の質問です。

○議長：会長

はい、はい。どうですか。

○健康推進課成人健診係長

健康推進課小島です。健康推進課では、母子保健事業、出前講座に依頼があったときに行っているところです。その中でも生活習慣病予防では、小さい子供さんの場合には早寝、早起き、朝ごはんという基本的な生活習慣が、健康を守るうえで一番重要なところになりますので、お話をしております。

○委員

ありがとうございます。前年度の実績とか、小中学校何件ぐらいあったんでしょうか。

○健康推進課成人健診係長

すいません、ちょっと今、手元に母子関係の部分がありませんので、またあとでお知らせでよろしいでしょうか。すいません。

○議長：会長

はい、はい。

さあ皆さん、令和7年度国民健康保険制度改正についてよろしゅうございますですね。

（「はい」との声あり。）

はい。よろしいということで承りました。だいぶん時間も押してきましたですね。それでは、以上で議事を終了してよろしゅうございましょうか。

（「はい」との声あり。）

はい。皆さんのご協力により会議をスムーズに進行することができました。どうもありがとうございました。それではこのあとは事務局のほうでお願いいたします。

そして、私一言言いますとですけど、やっぱり八代市に住んで良かったと、そして希望を持てる社会の実現に向かってひとつ事務局のほうもよろしくお願いいたします。

はい。お願いいたします。

○閉会：国保ねんきん課長補佐

会長、議長をお努めいただきまして大変ありがとうございました。また、熱心なご審議をいただきました委員の皆様方には大変お世話になりました。

本日は、お忙しい中に、八代市国民健康保険運営協議会にご出席をいただき、大変お世話になりました。

また、今後とも本市の国保事業に対するご指導、ご協力をお願い申し上げまして、会議を閉会といたします。本日は大変ありがとうございました。